

熱中症対策強化に係る 改正労働安全衛生規則説明会

《熱中症の重篤化を防止するために》

令和7年5月20日(火)

魚津労働基準監督署

改正の目的

熱中症により死亡に至らせないこと！

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つける



迅速かつ適切に対処する

そのために・・・

- ◆ 「体制整備」
 - ◆ 「手順作成」
 - ◆ 「関係者への周知」
- を義務化

なぜか？

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、
気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」



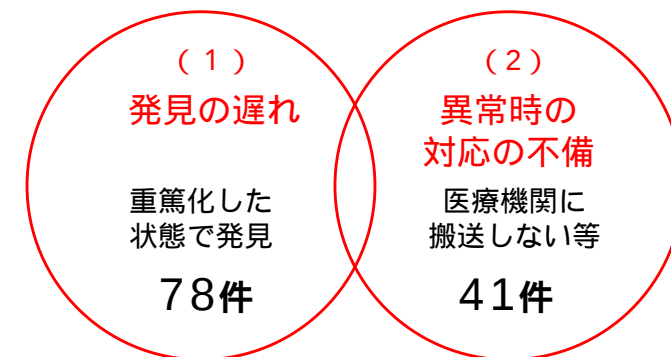
早急に求められる対策

現場において
死亡に至させない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における熱中症による 死亡災害事例

発生月 時間帯	業種	年齢	経験年数	事案の概要
7月 14時台	建設業	50歳代	8年	建築工事現場において、被災者は事業主とともに午前中から型枠取付作業を行っていた。午後も同様の作業を行っていたが、被災者が具合が悪そうにしていたため、事業主は休憩に入るよう指示した。 その後、通路で被災者が倒れていたところを発見された。 すぐに病院に運ばれたが、熱中症により死亡した。
7月 14時台	建設業	50歳代	1年未満	舗装工事現場において、被災者は舗装作業に従事していたが、午後2時すぎ、被災者の動作が午前中と比べておかしくなったため、日陰で休ませた。およそ30分後、同僚が水分補給のため被災者が休んでいる場所に行ったところ、 ぐったりとしている被災者を見つけた。 事業主が被災者を車で病院に運んだが、当日午後11時頃、搬送先の病院で熱中症により死亡した。
8月 16時台	製造業	20歳代	3年	16時頃、工場端の庇のある屋外において、同僚らと梱包作業を行っていた被災者が、所定の場所を離れて不測の行動を始め、床に座り込んだ。同僚らが被災者を休憩室に運び、 床に横にして休ませていたところ、16時45分頃、口から泡を吹いたため 救急車を要請。同日20時頃、搬送先の病院で熱中症による多臓器不全により死亡した。

労働安全衛生規則第612条の2

第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、

当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、

当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、作業場ごとに、

当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、

当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

労働安全衛生規則第612条の2 第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、

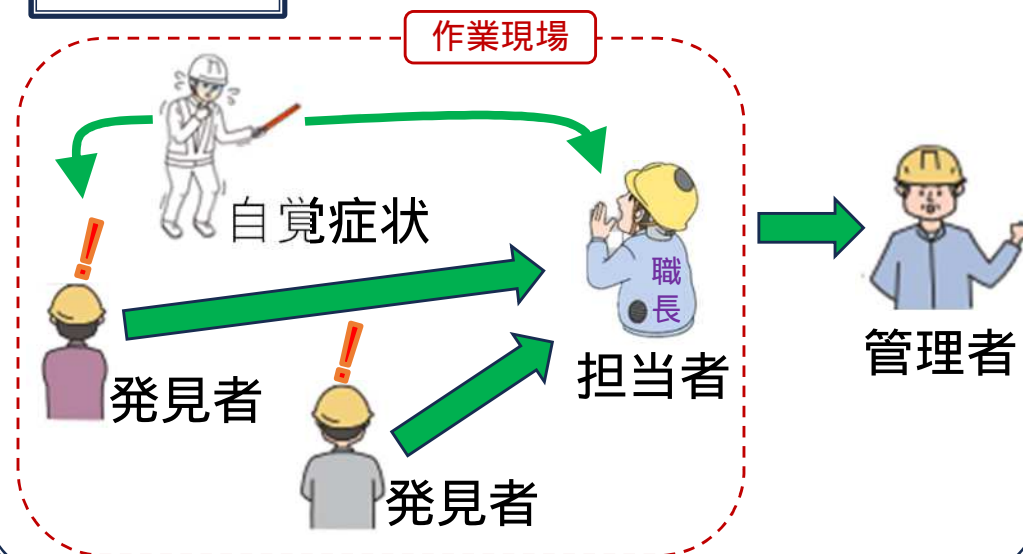
当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、

当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で

連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

報告体制



作業開始前の指示、文書の配布、作業場への掲示等により、全ての作業者に確実に理解させる。

報告先等が確実に伝わる必要がある

労働安全衛生規則第612条の2 第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、

あらかじめ、作業場ごとに、

当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、

当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で

連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

熱中症の症状の悪化を防止する
必要な措置・手順



熱中症のおそれのある者を発見



作業離脱、身体冷却



医療機関への搬送



職長
担当者



作業開始前の指示、文書の配布、作業場への掲示等により、全ての作業者に確実に理解させる。

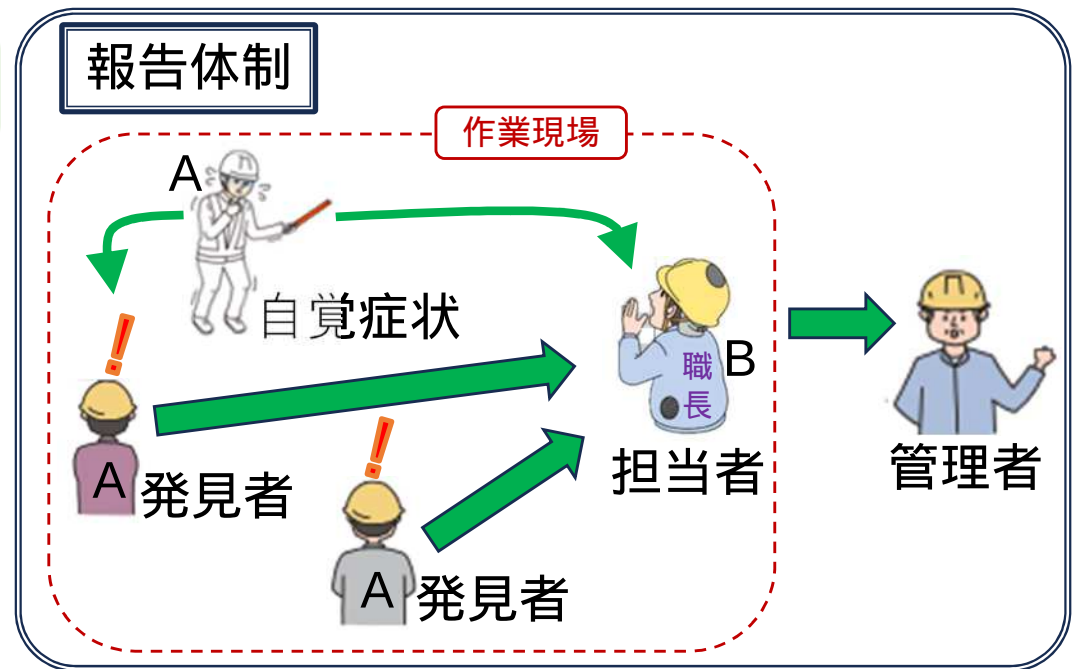
措置手順等が確実に伝わる必要がある

報告体制

【報告体制を整備する際に留意するポイント】

事業場の状況に応じ、
熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処する
ことができる体制を整備する。

- 報告者は本人を含む全ての作業員（A）
- 報告を受ける担当者（B）・連絡先・手段を具体的に決定
- 担当者（B）は迅速に措置を判断・対処することができる者を選任



報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

報告体制

【報告体制を整備する際に留意するポイント】

本人及び周囲の者が『熱中症が生じた疑い』に気づくための教育の実施



あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない / 汗がでない

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温 等



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる



あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

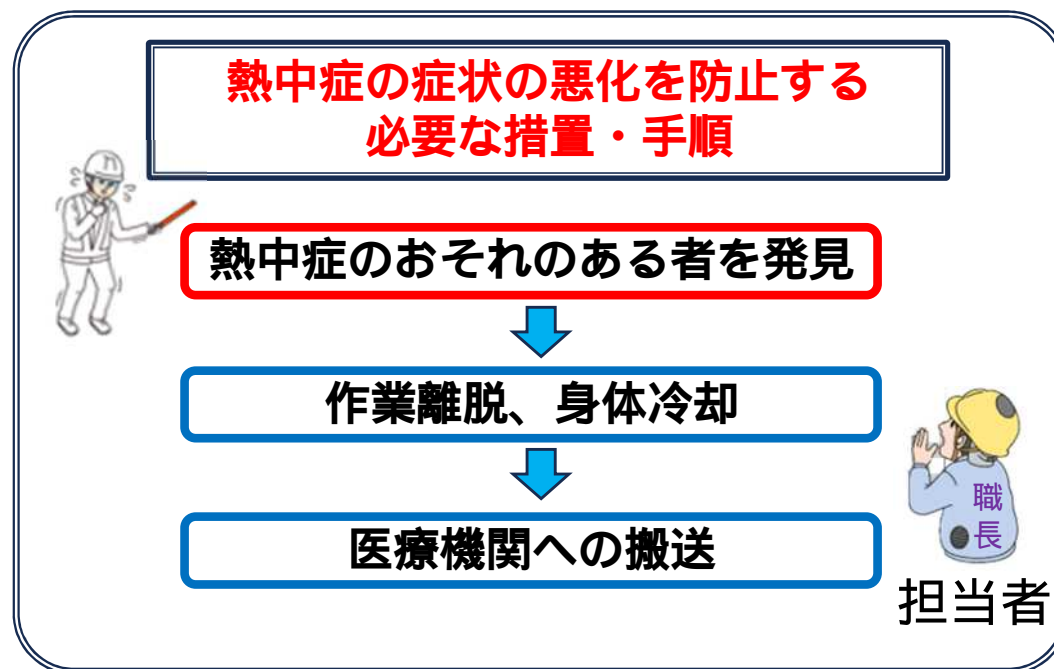
ボーッとしている

熱中症の症状の悪化を防止する必要な措置・手順

【必要な措置・手順を決定する際に留意するポイント】

作業場の実情に応じ、熱中症による重篤化を防止するために
必要な措置を迅速かつ的確に判断・対処が可能となる
実施手順を作成する。

- 緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- 熱中症が疑われる者を発見した際の措置・手順
- 有効な休憩設備（離脱場所）、措置に要する用具等



医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしないことを徹底すること
単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持すること

熱中症の症状の悪化を防止する必要な措置・手順

【例】

熱中症のおそれのある者を発見

イライラ・フラフラしている

ボーッとしている

呼びかけに反応なし

担当者に連絡

Check! 意識はありますか？

意識がない／返事がおかしい

すぐに救急車要請

涼しい環境に避難

脱衣・冷却する

意識はしっかりしている

涼しい環境に避難させる

脱衣・冷却する

Check! 水分を自力で摂れますか？

摂れない（吐き気等）

すぐに救急車要請

摂れる

水分・塩分を摂る

回復しない場合

救急車要請

いずれの場合でも
絶対に
一人にしない！

医療機関への搬送

これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

作業者に対する周知

【周知にあたって留意するポイント】

全ての作業者が、報告先、措置内容・手順を確実に理解できる方法により周知する。

手順や連絡体制の
周知の一例



朝礼やミーティングでの周知



会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示・文書交付

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



メールやイントラネットでの通知

作業者に対する周知

【例】

熱中症対応表

熱中症かも？と感じたら

手足がつる
筋肉硬直

立ちくらみ
めまい

頭痛
不快感

吐き気
倦怠感

汗のかき方
おかしい

我慢せず、すぐに周囲の人や担当者に申し出ること

熱中症のおそれのある者を発見

イライラ・フラフラしている

ボーッとしている

呼びかけに反応なし

担当者に連絡

Check! 意識はありますか？

意識がない／返事がおかしい

意識はしっかりしている

すぐに救急車要請

涼しい環境に避難させる

涼しい環境に避難

脱衣・冷却する

脱衣・冷却する

Check! 水分を自力で摂れますか？

いずれの場合でも
絶対に
一人にしない！

摂れない（吐き気等）

摂れる

すぐに救急車要請

水分・塩分を摂る

回復しない場合

救急車要請

医療機関への搬送

担当者・連絡先

主 ○○ ○○

副 ○○ ○○

○○○-○○○○-○○○○

○○○-○○○○-○○○○

搬送先

○○病院

○市○○

△番地

○○○-○○○○-○○○○

事例研究・各社の取組等

●動画視聴

- 自分でできる熱中症予防
『熱中症を正しく知ろう 管理者編』

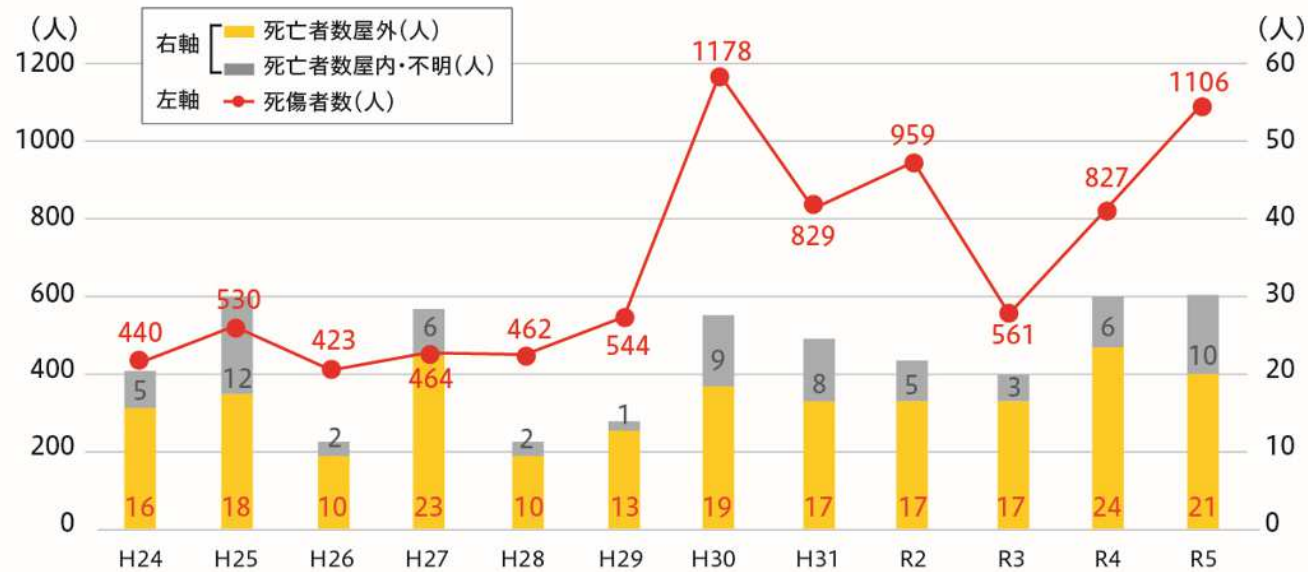
●災害事例研究

- 事例研究シートに記載された災害の原因と対策を話し合ってください。
- 災害はいずれを選んでいただいても差し支えありません。
- 記載されていない条件等は自由に推測し話し合ってください。

●各社の取組

- 各社が取り組んでいる熱中症対策や困っていること等、自由に発言してください。

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に
実際の作業現場で測定
実測できない場合には、
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・ 冷房等により当該作業場所の
WBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に
変更すること（表1-1参照）
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である
作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

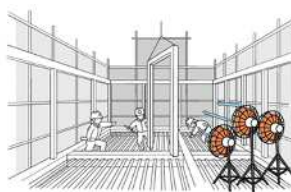
職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

☐

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

☐

服装

準備期間に検討した服装を着用

☐

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

☐

ブレイクリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

☐

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)

☐

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること

☐

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

☐

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

☐

作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻密に行い声をかける。「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を確認するよう指導

☐

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を中断し、**全身を濡らして降温**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請